

田村先生報告「著作権法学の課題」に対する若干のコメント

東京大学大学院情報学環准教授
酒井麻千子

1. 概要

- ・著作権制度の正当化根拠をどこに求めるのか？
→自然権（哲学）や功利主義による正当化（経済学）は難しい。一方、政治学（民主的な立法過程による正当化）は、政策形成過程のバイアスの影響を被りやすいというジレンマ
- ・バイアスの影響をどのように小さくするか？
→社会学（寛容的利用）は、法的な裏付けがないので不安定。そこで法学の役割として、利他性・互惠性のあるメタファを用いながら少数派バイアスを矯正していく muddling through の継続：「ものごとをメタファなどの概念に包摂し、選択の問題に転化して政治的な決定に委ねつつ、基本的人権により選択の自由に対する制約を課す、そういった法的思考様式の機能を存分に発揮させること」が「著作権法学にとっての最大の課題」（p30）

2. コメント

- ・著作権法の歴史を鑑みても、立法過程において様々な調整や抑制的解釈が展開されてきており、著作権保護の理論的・哲学的背景と実際の著作権法の立法過程との間には一定の距離感があると考えられる
- ・憲法上の基本権による正当化を図る立場¹：立法・政策による著作権（財産権）の内容形成が想定される。田村先生の muddling through（あるいは基本的人権の効かせ方）とは異なる手法ではあるが、起点は同じと言えるのではないか
- ・Goldstein 先生の Copyright's Highway における Creative Commons の捉え方について：「著作権者にとって脅威となる運動という位置づけで紹介」（p23）の側面もあるが、どちらかというと、CC のようなオープンソース/コミュニティ活動も、それを成立させるために（逆説的に）著作権に依拠する側面がある（→著作権制度から自由であることは難しい＝Highway に乗っている）ということではないか
- ・「メタファ」について：「知的財産」という言い回しは、実際に規制されているのは人の行為であるにもかかわらず、それとは別に知的財産があり、それに権利を設定したという印象を醸成してしまうという意味でメタファである²とすると、行為規制と権利の境界線はどこに引くのか（極論をいえば所有権も人の行為を規制するものと捉えることが可能では？）また、ユーザー側の利益を後ろ盾する人権・基本権を「対抗メタファ」と捉えるのは妥当か

以上

¹ 栗田昌裕「著作権法における権利論の意義と射程(一)(二)」民商法雑誌 140 巻 6 号 46 頁、141 巻 1 号 45 頁（2009 年）

² 田村善之「メタファの力による”muddling through” 政策バイアス vs. 認知バイアスー『多元分散型統御を目指す新世代法政策学』総括報告ー」新世代法政策学研究 20 号（2013 年）107 頁参照。